

県南地域（白河市）から平成23年4月に避難した申立人（大人1名）について、同月から同年10月までの就労不能損害、中間指針第五次追補の自主的避難等に係る損害と同等の精神的損害（10万円）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 損害項目 精神的損害（中間指針第五次追補分を含む）
期 間 平成23年3月11日から同年12月末日まで
- イ 損害項目 就労不能損害
期 間 平成23年4月2日から同年10月1日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対し、金550,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|--------------|-----------|
| 第1のア（精神的損害） | 金100,000円 |
| 第1のイ（就労不能損害） | 金450,000円 |

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2記載の金員のうち金40,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月3日

（仲介委員 竹之内 俊）